

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																							
<p>(前 略) (始業及び終業の時刻) 第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 (1) 始業 午前8時30分 (2) 終業 午後5時15分 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。 4 (略) (休憩時間) 第5条 教職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1及び第2に掲げる教職員の休憩時間については、労基法第34条第2項の労使協定の定めるところにより同表のとおりとする。 4・5 (略) (中 略) 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)</p>	<p>(始業及び終業の時刻) 第4条 (1) (2) 2 3 4 (休憩時間) 第5条 2 3 4・5 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 2 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。 別表第1 (第4条、第5条関係)</p>																																							
<p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">企画・情報部に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者</td> <td>午前7時から午後3時45分まで</td> <td rowspan="5">正午から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分から午後4時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (略)</p>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間		(略)		企画・情報部に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで	午前7時30分から午後4時15分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで	午前9時30分から午後6時15分まで		(略)		<p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">企画部に勤務する職員のうち、企画部長が指定する者</td> <td>午前7時から午後3時45分まで</td> <td rowspan="5">正午から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分から午後4時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者</td> <td>午前7時から午後3時45分まで</td> <td rowspan="5">正午から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>午前7時30分から午後4時15分まで</td> </tr> <tr> <td>午前8時から午後4時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時45分まで</td> </tr> <tr> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (同 左)</p>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間		(同 左)		企画部に勤務する職員のうち、企画部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで	午前7時30分から午後4時15分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで	午前9時30分から午後6時15分まで	情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで	午前7時30分から午後4時15分まで	午前8時から午後4時45分まで	午前9時から午後5時45分まで	午前9時30分から午後6時15分まで		(同 左)	
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																																						
	(略)																																							
企画・情報部に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで																																						
	午前7時30分から午後4時15分まで																																							
	午前8時から午後4時45分まで																																							
	午前9時から午後5時45分まで																																							
	午前9時30分から午後6時15分まで																																							
	(略)																																							
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																																						
	(同 左)																																							
企画部に勤務する職員のうち、企画部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで																																						
	午前7時30分から午後4時15分まで																																							
	午前8時から午後4時45分まで																																							
	午前9時から午後5時45分まで																																							
	午前9時30分から午後6時15分まで																																							
情報部に勤務する職員のうち、情報部長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで																																						
	午前7時30分から午後4時15分まで																																							
	午前8時から午後4時45分まで																																							
	午前9時から午後5時45分まで																																							
	午前9時30分から午後6時15分まで																																							
	(同 左)																																							

改正前					改正後				
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(略)					(同 左)		
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで	(同 左)	(同 左)			
			午前11時30分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで			(同 左)		
			午後0時30分から午後9時まで	午後3時30分から午後4時15分まで			(同 左)		
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時15分まで、午後7時15分から午後8時30分まで、午前0時から午前6時30分まで			(同 左)	正午から午後1時まで、午後7時から午後8時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時15分まで、午後8時30分から翌日午前3時15分まで、午前6時15分から午前7時30分まで			(同 左)	正午から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時15分まで、午前6時30分から午前7時30分まで	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時45分から午後1時30分まで、午後8時30分から午後9時45分まで、午前0時から午前6時30分まで			(同 左)	午後1時から午後2時まで、午後8時から午後9時まで、翌日午前0時から午前6時30分まで	
			午前7時30分から午後4時まで	正午から午後0時45分まで				午前7時30分から午後4時15分まで	
			午前10時から午後6時30分まで	午後1時30分から午後2時15分まで				(同 左)	
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで					
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時15分から午後4時15分まで					

改正前					改正後				
							午後0時30分 から午後9時 15分まで	午後3時30分 から午後4時 30分まで	
							午前10時か ら午後6時 45分まで	午後1時30分 から午後2時 30分まで	
							午後5時から 翌日午前8時 30分まで	午後7時から 午後8時ま で、翌日午前 0時から午前 6時45分ま で	
							午後5時15分 から翌日午 前8時30分 まで	午後7時から 午後8時ま で、翌日午前 0時から午前 6時30分ま で	
							午後5時から 翌日午前8時 30分まで	午後8時から 午後9時ま で、翌日午前 0時から午前 6時45分ま で	
							午後5時15分 から翌日午 前8時30分 まで	午後8時から 午後9時ま で、翌日午前 0時から午前 6時30分ま で	
		(略)					(同 左)		
別表第4・5 (略)					別表第4・5 (同 左)				